

環境関連法規制等の動き 2011年5月

1. 法令情報

1.1 東日本大震災の発生に伴う許認可等の存続期間（有効期間）の延長等に関する重要なお知らせ

2011.3.13（内閣府、総務省、法務省）

一定の地域の方々を対象に、運転免許のような許認可等（平成23年3月11日以後に満了するもの）の存続期間（有効期間）の延長や、期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予が認められます。

延長・猶予の対象や手続の詳細については、関連省庁のホームページ等で確認されるとともに、許認可等の更新手続を行う担当窓口や法令に基づく届出等の担当窓口にお問合せ・ご相談ください。

<参照>内閣府防災担当・総務省・法務省「特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関する政令について」

<<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110313-2kisya.pdf>>

<参照>内閣府・総務省「被災者のみなさまへ」<http://www.soumu.go.jp/main_content/000107478.pdf>

1.2 化審法に定める化学物質の追加情報他

2010年からは、化学物質包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等が講じられています。

1.2.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件

2011.4.1（厚生労働・経済産業・環境告示第7号）

1.2.2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件

2011.4.1（厚生労働・経済産業・環境告示第8号）

1.2.3 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を公示する件

2011.4.1（厚生労働・経済産業・環境告示第9号）

1.2.4 化審法に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして1464物質の告示

2011.3.22（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号）

上記の告示を受け、2011.4.1現在の公示されている化学物質は次のようになりました。

- ・ 第一種特定化学物質:28種、第二種特定化学物質:23種
- ・ 第一種監視化学物質:38種、第二種監視化学物質:1178種（削除の番号あり）、第三種監視化学物質:321種
- ・ 優先評価化学物質:88種（注：第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これら指定されていた物質については、製造・輸入総量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。）

<参照> 化学物質審査規制法ホームページ <<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>>

1.3 第7次水質総量削減に係る告示

1.3.1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示

2011.3.31（環境省告示第23号）

1.3.2 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示

2011.3.31（環境省告示第2号）

1.3.3 リン含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示

2011.3.31（環境省告示第25号）

公布及び施行：2011.3.31

日本標準産業分類に合わせた業種その他の区分及びその区分ごとの範囲についての告示が出る。東京湾・伊

勢湾・大阪湾：COD、窒素、りんに関し、現状よりも悪化させない等の趣旨からC値の範囲が改訂された。
大阪湾を除く瀬戸内海：第6次からの変更はなかった。改訂に該当する事業場等は以下をご参照下さい。
<参考> 環境省 報道発表資料－平成23年3月31日－「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(告示)の一部改正について
<<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13655>>

1.4 2011.4.1 施行の改正廃棄物処理法令等に係る通達類について

4月1日より、大幅に改正された廃棄物処理法と大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正法が施行されました。これらの改正法令に係る通達類が出ています。詳細部分の確認や解釈などにご参照下さい。

1.4.1 廃棄物処理法関係

- ①建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(通知) 2011.3.30、環廃産発第110329004号
- ②多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について(通知)
2011.3.23、環廃産発110323008号
- ③産業廃棄物管理票制度の運用について(通知) 2011.3.17、環廃産発第110317001号
- ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について(通知)
2011.3.15、環廃産発第110310002号
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)
2011.2.4、環廃対発第110204005号、環廃産発第110204002号
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)
2011.2.4、環廃対発第110204004号、環廃産発第110204001号

1.4.2 水質保全関係

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について

2011.3.16、環水大対発第110316001号、環水大水発第110316002号

<参照>環境省 <法令・告示・通達>追加された告示・通達等一覧>

<<http://www.env.go.jp/hourei/add/index.html>>

1.5 非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業等の判断基準の一部の改正

2011.3.30 (経産省告示第53号)

公布;2011.3.30 施行;2011.4.1

太陽光発電の余剰電力買取制度における平成2011年度の買取価格の6種類が改正されました。

以下に買取価格を示します。なお、2010年度までの既契約者においては従前の買取価格のとおりです。

- ①10kW未満の住宅用太陽光発電設備の場合 :42円/kWh
- ②10kW未満の住宅用太陽光発電設備が設置された施設等にて、自家発電設備等が併設されている場合 :34円/kWh
- ③非住宅用及び10kW以上の住宅用太陽光発電設備が設置された施設等にて、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと及び2011年度中に新たに設置されたことが確認される場合 :40円/kWh
- ④上記③のうち、自家発電設備等が併設されている場合 :32円/kWh
- ⑤非住宅用及び10kW以上の住宅用太陽光発電設備が設置された施設等にて、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと又は2011年度中に新たに設置されたことが確認されない場合 :24円/kWh
- ⑥上記⑤のうち、自家発電設備が併設されている場合 :20円/kWh

2. 一般情報

2.1【重要なお知らせ】大気汚染防止法の遵守の徹底について

昨年度、法に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反や各種の届出違反等がいくつかの事業者で発覚し、本年4月の施行に向け、改めて法改正の趣旨を周知徹底するとともに、測定の未実施や記録の虚偽記載等の禁

止を含めた法令遵守及び自己点検の実施等適正な対応についての周知徹底の要請が環境省から8つの工業会等に出されました。事業者は大気汚染防止法の遵守に十分にご注意下さい。

2.2 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要【追加】に対する意見募集について（お知らせ）

意見募集期間：2011.3.17～2011.4.16

環境省は埋立地における土壤汚染状況調査の方法に関する規定の整備を行うこととした。

まず、調査対象地を土壤汚染が存在するおそれが少ない土地として分類し、試料採取の対象物質が第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）である場合は、水平方向30m格子内にある対象区画のうちいずれか1区画の中心で、地表から深さ5cmまでの表層土壌と、深さ1mから10mまでの1mごとの土壌（地表から深さ10mまでにある土壌のみ）を採取した試料に含まれる対象物質の量を測定する。また、対象物質が第2種特定有害物質（重金属等）または第3種特定有害物質（農薬等）である場合は、規定の区分に応じて単位区画の中心で表層土壌と、5cmから50cmまでの土壌、深さ1mから10mまでの1mごとの土壌（前段と条件は同じ）を採取する。そして、それぞれの試料を同じ重量で混合し、土壌に含まれる対象物質の量を測定する。

<参照>環境省 報道発表資料－平成23年3月17日－土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要【追加】に対する意見募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

<<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13617>>

以上